

火災共済にご加入の組合員の皆さまへ 台風21号での被害について

この度の台風21号により被害を受けられた皆様に心よりお見舞い申し上げます。
市民共済では、台風の被害において、下記のように見舞金がございます。

住宅や家財の損壊があった場合

今回の台風を原因として、住宅や家財の損壊があった場合、被害の程度によって見舞金がございます。

居住している住宅および家財の損害額が20万円を超える場合、自然災害等見舞金取扱規則により風水害等見舞金をお支払いいたします。

風水害等見舞金支払基準

区分	損害の程度	支払額	限度額
全損	共済の目的である建物又は家財の70%以上を損壊し、又は流失した場合。（建物については、損害の程度はそれに満たないが、残存部分に補修を加えてもなお使用できない場合を含みます。）	共済金額の1%	10万円
半損	共済の目的である建物又は家財の20%以上70%未満を損壊又は、流失した場合。	共済金額の1%	5万円
一部損	共済の目的である建物又は家財の損壊、又は流失による損害が20万円を超える場合。	共済金額の1%	3万円
床上浸水	居室の床面以上に浸水し、そのため日常生活を営むことができない場合。（床面以上に土砂等が流入した場合を含みます。）	共済金額の1%	3万円

詳しくはお問い合わせください。

0120—866—844

9時～17時半（平日のみ）